

学費支援制度の申請時期になりました

- 申込みに関する書類は、学校から配布されます。
- 締切日までに、学校へ申込みください。(締切日は学校ごとに異なり、学校から案内されます。)
- 補助の方法・時期：学校ごとに異なります。(例：「定められた時期に一括して振込」、「毎月授業料と相殺」など。詳細は学校にお問い合わせください。)

1 基準税額・補助額

項目 所得区分	基準税額(年額)	補助額(年額) (上限額)※			②学費補助金 [県内在住かつ県内在学の方対象] (上限額)※ 入学金
	市(町村)民税 所得割額 (父母の合計額) * 県民税や均等割額は 含みません 年収はあくまでも目安です	①高等学校等 就学支援金 授業料	②学費補助金 [県内在住かつ県内在学の方対象]	授業料 補助計 (①+②)	
区分Ⅰ	生活保護世帯(1月1日時点)	297,000	135,000	432,000	100,000
区分Ⅱ	0円(非課税)世帯 (年収目安:約250万円未満)				
区分Ⅲ	51,300円未満世帯 (年収目安:約350万円未満)	237,600	158,400	396,000	
区分Ⅳ	154,500円未満世帯 (年収目安:約590万円未満)	178,200	121,800	300,000	
区分Ⅴ	219,400円未満世帯 (年収目安:約750万円未満)	118,800	74,400	193,200	
区分外	304,200円未満世帯 (年収目安:約910万円未満)		対象外	118,800	
		304,200円以上世帯 (年収目安:約910万円以上)	対象外		

※「上限額」:学校への納付額が補助額を下回る場合、納付額が上限額となります。

- * 上記の表の「年収目安」は、モデル世帯(夫婦のいずれかお一人だけが働いている4人世帯で、子ども2人のうち高校生1人の場合。)の金額です。
- * 年度途中に入学・転学などの場合:在学の月ごとに補助額を算定するため、通年で在学した場合の毎月分と比べ、補助額が異なる場合があります。
- * 平成26年3月31日以前に入学された方は、上記の表と基準税額や補助額が異なる場合がございます。詳しくは、学校又は県私学振興課へお問い合わせください。
- * 高等学校等を中途退学し、再び高等学校等に入学された方(平成26年4月以降に再入学された方)で平成28年度中に就学支援金の受給期間が終了になる方は「学び直し支援金」を申請することにより、就学支援金と同様の補助を受けることができます。詳しくは、学校又は県私学振興課へお問い合わせください。

2 補助の対象となる方

- 「1 基準税額・補助額」の区分ⅠからⅤに該当し、生徒と保護者が共に県内在住かつ県内在学の方 ⇒①高等学校等就学支援金と②学費補助金の両方を申請
- 「1 基準税額・補助額」の区分ⅠからⅤに該当し、生徒、保護者いずれかが一方でも県外在住の方、市(町村)民税所得割額 219,400円以上 304,200円未満の方 ⇒①高等学校等就学支援金のみ申請

3 申請方法

申請にあたっては、①②いずれも所定の届出書、申請書のほか、下欄の保護者(父母)の平成 28 年度市(町村) 民税所得割額確認書類※が必要です。

① 高等学校等就学支援金

「収入状況届出書」にレ印をつけ、学校にご提出ください。(今回初めて申請される方は、「受給資格認定申請書」にレ印をつけてご提出ください。)

② 学費補助金

学校に「学費軽減申請書」をご提出ください。

※平成 28 年度市(町村) 民税所得割額確認書類

以下のいずれか一つ(給与明細、源泉徴収票では分かりません)。

- ・「市(町村) 民税・県民税特別徴収税額通知書」(今年 5～6 月頃勤務先から配付)
- ・「市(町村) 民税・県民税納税通知書」(今年 5～6 月頃市町村から配付)
- ・「(非)課税証明書」(市区町村の住民税の窓口で発行。市(町村) 民税 所得割額、扶養控除、所得控除の記載のある証明書)

《授業料以外の教育費への支援制度》

◆神奈川県高校生等奨学給付金 (返還不要・申込みは7月頃)

*神奈川県外にお住まいの方は、お住まいの都道府県へお問い合わせください。

概要	○ 授業料以外の教育費負担を軽減する制度です。	
支給対象世帯	○ 平成 28 年 7 月 1 日現在、生活保護(生業扶助)を受けている世帯 ○ 保護者全員の平成 28 年度の市町村民税所得割額が非課税である世帯	
支給条件	○ 保護者等が神奈川県内に在住していること ○ 平成 26 年 4 月 1 日以降に高等学校等に入学した高校生等がいること ○ 授業料以外に学校に納付する PTA 会費や生徒会費などに未済がないことが支給条件となります。未済がある場合は、奨学給付金を未済に充てる旨を委任していただきます。	
支給額	生活保護(生業扶助)受給世帯 (申請する生徒 1 人あたりの支給額)	年額 52,600 円
	市町村民税所得割額非課税世帯 (申請する生徒 1 人あたりの支給額)	
	・申請する高校生等(通信制を除く)に、15 歳以上 23 歳未満の扶養している兄弟姉妹がいない場合 ・兄弟姉妹が高校生等のみの場合であって、1 人目として支給される場合	年額 67,200 円
	・申請する高校生等(通信制を除く)に、15 歳以上 23 歳未満の扶養している兄弟姉妹(高校生等及び中学生を除く)がいる場合 ・兄弟姉妹が高校生等のみの場合であって、2 人目以降として支給される場合	年額 138,000 円
申込手続	通信制の高等学校等に通う高校生等がいる場合	年額 38,100 円
	○ 7 月頃に各高等学校等(事務室)へ申請書を提出(詳細は学校から案内されます。) ※ 神奈川県外の高齢者等の場合は、申請書を一度高等学校等に提出し、在籍等に係る確認印を受けてから、直接神奈川県県民局次世代育成部私学振興課へ提出します。	



神奈川県

県民局次世代育成部私学振興課 電話 (045) 210-3793(直通) 平日 8:30-17:15

横浜市中区日本大通 1 〒231-8588

神奈川県 学費支援

検索

<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f328/>